

## 社会保険適用拡大に向けて

令和4年10月施行

同一事業主の適用事業所の被保険者数の合計が101人以上いる事業所は来年10月より、被用者保険の適用拡大が施行されます。実務的取扱いを参考に、今から検討しておかれることをお勧めします。

○特定適用事業所の適用基準＝**令和4年10月⇒被保険者数が101人以上(12ヶ月のうち6ヶ月以上)**  
(令和6年10月⇒被保険者数51人以上)

労働時間要件	<b>週の所定労働時間が20時間以上であること</b> (雇用契約書等により、その者が週に勤務すべき時間) ①1ヶ月単位で定められている場合⇒[1ヶ月の所定労働時間×12÷52]で算出
賃金要件	<b>賃金の月額が88,000円以上であること</b> 【除外対象となる賃金】 ①臨時に支払われる賃金、②1月を超える期間ごとに支払われる賃金、 ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対して支払われる賃金、④最低賃金法で算入しないことを定める賃金(通勤手当、家族手当、精皆勤手当など)
勤務期間要件	<b>適用除外の対象＝「2ヶ月を超えて使用されることが見込まれない者」</b> ①仮に2ヶ月以内としても契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている ②同様の雇用契約に基づき、その者が更新等により2ヶ月を超えて雇用された実績がある <b>①か②のいずれかに当てはまれば、「2ヶ月を超えた使用が見込まれる」として、契約期間の当初から被用者保険を適用することになります。</b>
学生要件	原則として、大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)に在学する生徒または学生は適用除外



週20時間以上30時間未満の労働者が多く勤務されている病院においては、病院の方針を検討し、労働者へ制度説明等を行い、労働者と話し合いをしておく必要があります。参考資料は、

○厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

◆該当する事業所には、令和4年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」などが郵送されてくる予定です。特定適用事業所となった後で被保険者数が減ることがあっても引き続き適用事業所として取り扱われることとなります。

## 病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査について

この調査は、厚生労働省から委託された、株式会社山手情報処理センターから8月中旬に全国の病院あてに調査票が送られています。

本調査は、医療勤務環境改善支援センターが、必要な病院に必要な支援を届けるために実施するとともに、各都道府県が地域医療確保暫定特例水準等に該当する医療機関候補等を把握する参考資料になるものです。

まだ、回答されていない場合は、是非、回答をお願いいたします。



## 医療機関における宿日直許可制度事例 2



9月号に引き続き今回は、「病棟当直」と「許可回数の特例」について許可された事例をご紹介します。

【ポイント1】「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」として定期的な病棟回診が認められた場合

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科、心療内科		
病床数	170床	労働者数	150人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回): 18時～翌8時45分 日直(月1回): 土13時～17時、日祝9時～17時		
対象業務	非常事態に備えての待機、定期回診		
労基署の調査概要	過去3ヵ月間の実績を調査 宿直勤務では、約30分の定期回診と入院患者の容態急変に備えた病棟管理回診は、1～3階病室を巡回し、処置の必要な患者は看護師が回診時に案内するが、1回2件程度、発熱診療や転倒等による軽傷処置 病棟管理では診療を要する事案の発生頻度は1日最大5件、平均1件程度(1件約32分)		

【ポイント2】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮された場合

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、リハビリテーション科		
病床数	170床	労働者数	130人
対象者数等	勤務医2人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(週1回): 17時～翌8時30分 日直(月2回): 土12時30分～17時30分、日祝9時～17時30分		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	過去3ヵ月間の実績を調査 調査時、宿直と日直の回数はいずれも基準を超えていたが、宿直については週1回以内とすることが可能。日直については、僻地に所在する等の事情から、他の嘱託医の確保が極めて難しく、当該嘱託医の本院での勤務の都合から、土日連続した日直勤務とするほかなく、日直勤務はほぼ待機業務であることから、日直に限り月2回許可。		



### 9月・10月の活動報告

個別支援・相談対応 <6件>



### 和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします